

# 高等学校教育課程移行期の公民科教育法を考える

## Consideration of the state of civics education during the transition period of high school curriculum

池田 理<sup>1</sup>  
Osamu Ikeda<sup>2</sup>

### 要旨

2022年度から高等学校においても新学習指導要領による教育課程が始まった。公民科では、新科目「公共」が登場し、従来からの科目についても改訂がなされた。公民科の教員免許取得をめざす学生にとっては、自身が体験したことのない科目について、情報機器の活用や「対話」などを取り入れた授業を構想し実践する基礎的力量を身につけることが求められている。また、授業の構想には、社会的な問題への関心や社会科学の基礎的知識も必要である。2023年度「公民科教育法1,2」での実践を踏まえ、教育課程移行期の教科教育法の授業実践においては、学生が具体的な授業方法を体験することを通じて、学生が抱く授業イメージをひろげることが効果的であることを示す。

### Abstract

Starting in 2022, a curriculum based on the new curriculum guidelines began at high schools as well. In civics, a new subject, “Public” has been introduced, and existing subjects have also been revised. For students aiming to obtain a teaching license in civics, it is necessary to acquire the basic ability to plan and implement classes that incorporate the use of information devices and “dialogue” in subjects with which they have no experience. It is being in addition, an interest in social issues and basic knowledge of social sciences are necessary for planning lessons. By experiencing concrete teaching methods, students improved their image of teaching in classes. Report on the implementation of “THE TEACHING OF CIVICS 1 and 2” in 2023.

キーワード： 新学習指導要領, 公民科, 公民科教育法

Keywords: New curriculum guidelines, Civil studies, The teaching of civics

### 1. はじめに

2018年3月に告示された高等学校学習指導要領(以下、新課程と呼ぶ)が、2022年に高等学校第1学年に入学した生徒から年次進行により段階的に適用されている。新課程では育成をめざす資質・能力について、「知識及び技能の習得」、「思考力、判断力、表現力等の育成」、「学びに向かう力、人間性等の涵養」の3つの柱で整理している。これらは「何を理解しているか、何ができるか」、「理解し、できることをどう使うか」、「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」と言い換えることができる〔原田 2022; 文部科学省 2019; 文部科学省 2021〕。そのため、学ぶ内容だけでなく、その活用も視野に入れ「どのように学ぶか」も重視さ

<sup>1</sup> 東海大学非常勤講師, 005-8601 札幌市南区南沢5条1丁目1-1

<sup>2</sup> Tokai University 5-1-1-1 Minamisawa, Minami-ku, Sapporo 005-8601, Japan

れている。このなかで、公民科においては、「現代社会」にかわって「公共」が置かれるなど科目構成の見直しが図られた。「公共」の内容項目については、項目表現は異なるものの基本的内容は「現代社会」と似通っている〔原田 2022〕。しかしながら、新課程では「他者と協働して主題を追究したり解決したりする活動を通して」(下線部筆者)と「公共」の内容を示し、学んだ知識を活用する力を養うために、ペアワーク、グループワークなどの他者との活動の中で知識を活用する主体的・対話的で深い学びが要請されている。「現代社会」では「理解を深めさせ」とか「考えさせる」との表現でその内容が示されていたことと比べると違いは明らかである。そのため、「公共」の教科書では、「トライ」と名付けたコーナーを随所に配置し、「調べてみよう」「考えてみよう」「話し合ってみよう」と、活動的・協働的な学習を促している〔間宮ほか 2021〕。もちろん、科目全体としての知識の習得からその活用、これらを踏まえた探究活動という構成は「現代社会」でも示されていた。しかし、高校の現場では「知識の習得」に多くの時間を要し、活用や探究活動に十分な時間を配当することができない事例も見られた。「公共」ではこの点の改善にも力点が置かれたと言える。本報告では、「公共」の授業づくりを中心的な課題として実施した 2023 年度の公民科教育法の実践について紹介する。

## 2. 新課程で要請される学びを踏まえた授業構成の検討

新課程では、選挙権年齢及び成年年齢が 18 歳に引き下げられたことを踏まえ、新科目「公共」は原則として入学年次及びその次の年次の 2 か年のうちにすべての生徒に履修させることとされた。現在、大学で教職課程を履修している学生が公民科教員となり教壇に立った時には、自分が学んだことがない新科目である「公共」を担当する可能性が格段に高くなった。また、前述のように、新課程では主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善も掲げられ、授業や評価の在り方を変えていく方向性が示されている。

こうした教育課程移行期の高等学校においては、これまでの授業実践を踏まえつつ、あらたな授業づくりの探究が活発に行われている。その取組は始まったばかりであり、各高等学校、各教員が、生徒、学校、地域の実態にあわせた授業を試行錯誤しながら構想し実践している。さらに、大学進学を希望する生徒が多く在籍する、いわゆる「進学校」においては、大学入学共通テストをはじめとした大学入学試験での新科目の出題傾向も授業づくりに影響を与える。したがって、現時点で新課程における授業スタイルが確立されたとは言いがたい。

一方、公民科教員免許の取得を目指す学生が抱えている公民科の授業イメージは、自身が体験してきた授業の影響を強く受けている。具体的には、プリントの空欄を埋めながらすすめられる授業や教科書本文の太文字用語の理解に重きを置く授業などが挙げられる。

新課程が進む中で、学校現場ではこうした授業方法とは異なるスタイルの授業が広がりつつある。

ところで、新課程で学んだ学生が教育実習を行うのは概ね 5 年後となる。それまでの間、学生は自ら履修したことのない科目の授業を構想し、授業方法においても自ら体験したことのない手法を考えていかなければならない。これらのことを踏まえ、参考文献に掲げた実践例、例えば、高校生が地方議員に質問し応答をもらうことで政治参加を体験させる実践〔日達 2022〕や選挙をテーマとした授業〔藤井, 大畑 2020〕, 模擬裁判〔橋本 2018〕, 生徒にとってわかりやすい討議事例から倫理的概念の理解をすすめる研究〔中谷 2021〕, これまでの学習指導要領

の比較検討〔大野 2017〕などの先行研究も参考に、2023 年度の教職科目公民科教育法 1 では、主として 2018 年度告示の高等学校学習指導要領が示す内容を、学習指導要領の変遷も跡づけながら取り上げた。その内容は次のとおりである(表 1)。

表 1 2023 年度「公民科教育法 1」授業計画

	テーマ	内 容
第 1 回	公民科教育とは何か	公民科教育の歴史と学習指導要領での位置づけ
第 2 回	公民科教育の意義	学習指導要領の理解
第 3 回	公民科教育の現代的意義	高等学校教育における公民科教育の意味
第 4 回	公共の意義	公共の内容と教科としての特質の理解
第 5 回	倫理の意義	倫理の内容と教科としての特質の理解
第 6 回	政治・経済の意義	政治・経済の内容と教科としての特質の理解
第 7 回	学習指導案の書き方①	単元、教育目標、本時の展開、評価などの理解
第 8 回	学習指導案の書き方②	授業シナリオとしての指導案への理解
第 9 回	教材研究の方法①	教材研究の意義の理解
第 10 回	教材研究の方法②	教材研究の方法の理解
第 11 回	授業方法①	導入の仕方、授業テーマの設定、進め方などの理解
第 12 回	授業方法②	板書、ICT 活用、机間指導、発問の仕方などの理解
第 13 回	授業方法③	課題解決、考える授業などの工夫の仕方
第 14 回	授業方法④	授業全般に対する留意事項の確認

また、新課程の公民科の授業づくりを考える上では、必修科目である新科目「公共」と選択科目である「政治・経済」と「倫理」との関連性をどう設定するかが課題となる。新課程では、「公共」は「倫理」と「政治・経済」に先行して履修するよう示されており、「公共」の各単元は、これらの科目の導入ともなっている。そのため、公民科教育法 2 では、公民科教育法 1 を踏まえつつ、新科目「公共」の具体的な授業づくりの演習を中心に実施した。表 2 に示すように、第 6 回以降を学生自身による具体的な授業案・指導案の作成と模擬授業としている。

表 2 2023 年度「公民科教育法 2」授業計画

	テーマ	内 容
第 1 回	授業設計の方法①	模擬授業に向けての授業設計の考え方について
第 2 回	授業設計の方法②	公民科科目を学ぶ楽しさを伝える授業方法について
第 3 回	授業設計の方法③	授業の基本的な方法、スキルの確認
第 4 回	授業案の作成	「課題解決学習」や「主体的・対話的で深い学び」実現のための授業の手法等を踏まえた学習指導案の作成方法について
第 5 回	授業評価	評価についての深い理解と、授業構成について
第 6 回	模擬授業の準備①	授業体験について実践し、理解を深める
第 7 回	模擬授業の準備②	授業体験について実践し、理解を深める

第8回	模擬授業の実施①	自己評価・相互評価・総括講評
第9回	模擬授業の実施②	自己評価・相互評価・総括講評
第10回	教材研究と指導案の作成①	教材研究と指導案の作成について理解を深める
第11回	教材研究と指導案の作成②	教材研究と指導案の作成について理解を深める
第12回	教材研究と指導案の作成③	教材研究と指導案の作成について理解を深める
第13回	教材研究と指導案の作成④	教材研究と指導案の作成について理解を深める
第14回	これまでのまとめ	授業を振り返り、授業構成について理解を深める

### 3. 2023年度公民科教育法の特徴

新課程が示す高等学校学習指導要領改訂の内容は多岐にわたるが、ここでは、学生が具体的な授業方法を体験することを取り入れた、対話的な学び、ICT機器の活用、社会認識を広げることをテーマとした実践を報告する。

#### 3.1 対話的な学び

現在、教職課程で学ぶ学生は、18歳選挙権と成人年齢の18歳への引き下げが社会的にも話題になる中で、中学校・高校時代を過ごしている。また、この時期は18歳選挙権と成人年齢の18歳への引き下げを契機として、「主権者教育」や「市民性の形成」が高校教育、とりわけ公民科担当教員の間で関心の高いテーマのひとつとなった時期でもある。

このような背景から、「選挙」と「契約」はこの間の高等学校公民科の授業の中でも、特に力点が置かれた単元でもある。これらの単元では、選挙や契約を「自分ごと」とする授業実践が活発に行われ、政党の選挙公約を調べる選挙の授業、模擬選挙、契約場面のロールプレイなどの「動きのある授業」が開発、実践されてきた。

他方、従来の授業スタイルは、“Chalk and Talk”と言われる板書と講義で構成されるものが多かった。生徒はとにかく板書を書き写して、「ノート点検」で「平常点」を獲得するようになり、理解したことの活用、言い換えれば学習内容を「自分ごと」とする活動は後景に置かれがちだった。

また、教科書で示される情報が膨大であるため、1年間で授業を完結させるために広く取り入れられていた授業手法に、「穴埋めプリント」がある。教科書の記述にそって、重要概念などは「( )」で示され、授業者の説明を聞きながら、教科書なども参考に「( )」に適語を書き込んでいくスタイルである。

こうした授業スタイルに慣れていた生徒にとって、「選挙」や「契約」の単元の学習経験は、主体的な学びの具体的なイメージを喚起する糸口となる可能性がある。

このような新課程の要請と学生の学習経験も踏まえ、公民科教育法1の講義では、ペアワーク、グループワーク、資料の読み取りと理解（資料との対話）など、現在の高校現場では教科を問わず広範に取り組みされている対話の手法を取り入れた。表1で示したもののうち第7回以降がそれに当たる。学生はゼミなどで対話的な学びを実践している。しかし、授業では高校生への対話的な学びの導入例を示す意図で、対話のテーマは、「どうだったか」という体験や事実の交流から、「どう考えるか」という意見の交流、これらのなかで他者の発言にたいする質問や

見解を求めるなど、徐々に相互交流となるように組み立てた。また、実際の授業場面では、発言が苦手な生徒もいることから、発言の元になる内容を、あらかじめワークシートに記入してもらい、その内容に添って対話を組み立てていく手法や、言葉に詰まった生徒に対する声かけや対応なども、学生とともに検討した。対話的な学びの促進者としての視点を持ってもらうことを意図してのことである。

### 3.2 ICT 機器の活用

新型コロナウイルス感染症の流行による長期にわたる休校措置等を契機に、高等学校の現場にも急速に情報機器が普及した〔イーディーエル 2020〕。「一人一台端末」はその象徴的な例であり、すべての生徒が自分自身の端末を持って授業に参加する光景が当たり前になった(BYOD, Bring Your Own Device)。スマートフォンについては、校内持ち込みを禁止したり、授業中の使用を禁止したりしている高等学校も多い。そうした中で、インターネットに接続された Chromebook や iPad などが、授業中の生徒の机に置かれているようになったのは教室の大きな変化である。授業中はスマートフォンに触れてはいけないという高校時代を過ごした学生が、授業での情報機器の活用を考えることは、簡単ではないと言える。

表 1 の第 2 回や第 12 回を中心に、講義では、「情報機器の使用が目的ではなく、情報機器は生徒のより良い学びのために活用するもの」という基本点を強調し、情報機器導入の目的を確認した。その上で、高等学校での授業実践例も踏まえ、二次元バーコードから目的のウェブサイトへアクセスしてもらい生徒に情報を収集させる方法を示し体験してもらった(図 2)。そうした中で、教科書として指定した高等学校「公共」教科書にも関連情報を提供しているウェブサイトへのリンクが二次元バーコードで表示されていることに気づき、授業案作成に活用する姿も見られた。また、高校現場では、Google for Education などのリソースや、ロイロノート・スクールなどの様々な学習支援アプリが使われている。講義では、アプリのインストール等が必要なため概要の紹介にとどめざるを得なかった。現場では、これらの特長と操作に習熟した教員が求められているのも事実である〔古川 2023〕。公立高校設置者である教育委員会もウェブサイトなどを通じてその支援を行っている〔北海道教育委員会 2021〕。授業利用における著作権の問題をまとまった形で取り上げることとあわせて今後の課題としたい。

### 3.3 社会認識をひろげる

新課程の公民科の目標には「現代の諸課題を追究したり解決したりする活動」が掲げられている。公民科教員免許の取得を目指す学生は、現代社会にはどのような課題があるか、それらの課題の相互関係はどうなっているかといった視点を持つことが求められる。公民科教育法 1 では、中学校、高校で取り組まれてきた様々な実践から、いくつかを紹介し体験してもらった。

そのひとつが、図 1 に示した「ハンバーガーがあなたの手に届くまでに関わった人を書き出してみる」というものだ。図 2 に示したように、ワークシートにハンバーガーの写真を配し、クルー(店員)→調理スタッフ→……と各食材の生産者まで遡りたどっていく。さらに、それらの人々につながる人々を書き出してつないでいく。はじめはなかなか手が動かなかったが、着眼点に気付くと一気に手が動き出した。この時点では、国内の農家などをイメージするにとどまることが多い。続いて、ワークシート下部に記載した二次元バーコードへのアクセスを促した。このバーコードは、ハンバーガーショップの公式ウェブサイトへリンクしており、各食材

の生産地が表示されている。世界各地で食材が生産されていることが分かり、思考は一気に国境を越えたものになった。「人間分子の関係、網目の法則」〔吉野 1982;吉野ほか 2017〕の現代的体験である。

公民科の学びの中で、「現代の諸課題を追究したり解決したりする活動」をすすめる際に、こうした社会のつながりをどれだけ広く、かつ具体的に捉えることができるかは重要である。ハンバーガーの例では、「なぜ輸送費をかけても食材を輸入するのか」という疑問から、産地の経済状況、暮らしぶりに思考が広がる。教科書本文の太文字の用語がリアリティをもつのである。講義では、「他の学生の発表と重複しないように」という条件をつけて、関わった人を10人ずつ挙げてもらった。発表順が後半となった学生はそれまでの学生が想定しなかったつながりを見つけ出していく。「他の学生の発表と重複しない」という条件をつけたことで、対象を捉える視野が広がるのである。対話的な学びで、どのような気づきが生徒に生まれるかを体験することで、授業のねらいにつながる気づきを生み出す授業構成や発問を具体的に考えられるようになる。



図1 講義スライド(ハンバーガーがあなたの手に届くまでに関わった人を書き出してみる。)

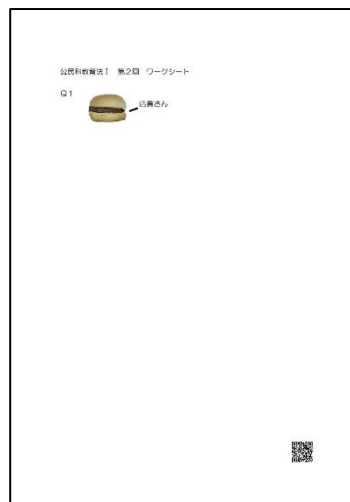


図2 学生に配付したワークシート。(右下の二次元バーコードからハンバーガーショップの公式WEBサイトにアクセスできる。)

次に、新聞記事の教材化について取り上げた。企業が求職者のSNSでの投稿を調査し採用の参考にしていることを報じた「学生の内心 のぞく企業」(「北海道新聞」2023年5月2日付朝刊社会面)を示し次の順で考察させた。①記事の内容を箇条書きで要約する。②記事を読んで感じたことをまとめる。③この記事を使って授業をしたら生徒に「一番伝えたいこと」は何かを考える。④「一番伝えたいこと」は「公共」の教科書の何ページと関連があるかを調べる。

中学校・高校での新聞を活用した授業では、①と②を生徒に取り組みさせることが多い。学生は、まず生徒の視点で記事を読み解いていく。続く③と④は教師の視点である。自分が感想や意見を抱いた社会的事象を、教科書に沿った授業のなかで位置づけていく視点をつかんでもらうことを意図し実践した。

さらに、「現代の諸課題」を捉える方法を体験してもらうことを目的に、憲法学習の単位と関連づけて、新聞を使った実践を紹介し取り組んでもらった。これは、新聞記事を任意に選び、

日本国憲法の視点でそのできごとを判定する作業である。ひとり一部ずつの朝刊と3色のシールを配付し、日本国憲法に照らして「よい」と判定したら青色シールを、「認められない」と判定したら赤色シールを貼っていく。どちらとも言えない場合は黄色シールとした。その後、ひとつ記事を選び、選んだ記事の内容と自分の判定とその理由を発表してもらった。

新聞に掲載される記事は多種多様であり、そこには学生自身の関心や問題意識と重なり合うものが何かしら含まれている。自分の興味を持った記事をまず見つけることで、自身の関心を社会への関心へと、さらにその記事と日本国憲法をつなげることで、抽象的だった憲法概念が身近なものとなりうる。例えば、教諭の過労死裁判を取り上げた記事で紹介されている勤務実態と日本国憲法の生存権を結びつけて考察し判定する活動が想定される。また、「リクナビ問題」を契機にリクルート社がプライバシー規約を統一したことを報じた記事を取り上げ、日本国憲法におけるプライバシーの権利の視点との関連で判定することも想定できる。こうした学生自身の体験が生徒の生活実感と関連付けた授業の導入を考えるトレーニングともなるだろう。

#### 4. まとめ

以上の検討から、新課程が要請する授業の体験を通じて、受講学生が抱く公民科の授業イメージの変化が期待できることが明らかになった。公民科教育法2において、授業案を作成し、50分の模擬授業を行う段階に入ると、どの授業にも、ペアワークやグループワークなどの対話的な活動が取り入れられ、教材の提示もパワーポイントによるスライドを活用するなど、情報機器の活用を試みるようになった。さらに、授業構成も、できるだけ高校生が身近に感じる題材を用意して組み立てようと挑戦する姿勢が感じられた。

教科教育法の入口としては、学生が高校生として受けてきた授業のイメージを再現することが非常にわかりやすいことも事実である。一方で、教育課程の移行期、とりわけ新課程では授業のあり方そのものも変わってきている。そうした中で、教育課程移行期の現場もまた試行錯誤しながら授業実践を組み立てている。こうした試行錯誤も含めて、現場の取り組みを学生に具体的に伝えることは、学生にとっても大きな学びの機会となり得る。公民科の眼目は現実社会と生徒の思考をつなぐことにあるとも言える。その一方で公民科は暗記科目との受けとめもある。この点でも、未来の授業者である学生の社会認識を広げることは大切である。

最後に、学習指導要領移行期の教職科目としての公民科教育法においては、次の取組が有効であると言える。

- (1) 学習指導要領に示された内容を、具体的な授業方法や授業実践として学生に示し、学生自身が生徒としてまた授業者として体験する機会をもつこと。
- (2) 学校現場で取り組まれている、新しい授業実践を授業者自身が積極的にキャッチしていくこと。
- (3) 公民科の特徴でもある「社会的な見方・考え方」を働かせる指導力を涵養するためにも、新聞なども活用し、現在進行中の社会的なできごとを積極的に取り上げること。

## 引用・参考文献 References

- イーディーエル株式会社 (2020), 『今すぐ使える!Google for Education 授業・校務で使える活用のコツと実践ガイド』, 技術評論社, 東京, 3-22
- 藤井剛・大畑方人 (2020), 『ライブ!主権者教育から公共へ』, 山川出版社, 東京
- 古川俊 (2023), 『いちばんやさしい Google Classroom の教本 人気教師が教える生徒とつながるデジタル学級づくり』, インプレス, 東京
- 原田智仁 (2022), 『高等学校 新学習指導要領 社会の授業づくり』, 明治図書出版, 東京, 16-24, 130-150
- 橋本康弘 (2018), 「高校社会 『公共』の授業を創る」, 明治図書出版, 東京
- 日達綾 (2022), 「高校生から政治家への質問－SDGs 5 ジェンダー平等」, 『民主主義教育 21』 Vol.16, 同時代社, 東京, 115-121,
- 北海道教育委員会 (2021), 「GIGA ワールド通信」, ウェブサイト<<https://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ict/gigaworldnews.html>>, 採録 2024年1月10日
- 間宮陽介ほか (2021), 『公共』, 東京書籍, 東京
- 文部科学省 (2018), 『高等学校学習指導要領』, 東山書房, 京都
- 文部科学省 (2019), 『高等学校学習指導要領(平成30年告示)解説 公民編(第二版)』, 東京書籍, 東京, 1-26
- 文部科学省国立教育政策研究所教育課程研究センター (2021), 『「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料 【高等学校 公民】』, 東洋館出版社, 東京, 3-26
- 中谷常二 (2021), 『討議事例から考える「公共」の授業』, 清水書院, 東京
- 大野一夫 (2017), 「学習指導要領の変遷と社会科七〇年」, 『社会科 70年 これまでとこれから 歴史地理教育 2017年7月増刊号』 867号, 歴史教育者協議会, 東京, 34-39
- 吉野源三郎 (1982), 『君たちはどう生きるか』, 岩波書店, 東京, 59-98,
- 吉野源三郎ほか (2017), 『漫画 君たちはどう生きるか』, マガジンハウス, 東京

(受付: 2023年12月31日, 受理: 2024年3月17日)

(Submitted: December 31, 2023; Accepted: March 17, 2024)